

第 5 編 給与(大月都留広域事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則)

○大月都留広域事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則

(令和 2 年 3 月 3 日規則第 2 号)

大月都留広域事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則を定めるものとする。

第 1 条 大月都留広域事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則は、組合長の属する市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則を適用する。

第 2 条 前条の規定にかかわらず、組合長が必要と認めたものは別に定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。